

令和5年度事業計画

バス事業の取り巻く経営環境については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、3年にわたるコロナ禍の影響、燃料価格の高騰や人手不足もあり、深刻な状況となっている。

バス事業は、地域住民の生活の足として、また地域振興に必要不可欠な公共交通機関として、地域社会の健全な発展のために重要な役割を果たしてきたところであるが、長期化する高齢化社会を迎え、すべての人が自立して安全に移動し快適な社会生活を送っていくうえで「人にやさしいバス輸送」への対応が求められている。さらには、地球温暖化ガスの削減や大気環境の改善は喫緊の課題であり、「環境にやさしいバス輸送」への対応も求められている。

また、福井県においては、令和6年春の北陸新幹線の県内開業にあわせた二次交通の充実など、バス事業の役割はこれまで以上に重要となっており、期待されているところです。

そういった中、バス事業の直面する重要課題は運転者不足への対応であり、その対応は待ったなしである。加えて、バリアフリー対策を進めるほか、IT技術の活用によるMaaS等に関する取組、カーボンニュートラルに向けた取組の検討にも力を入れていく必要がある。

更に、バス事業にとって最も重要な課題である安全の確保については、会員各社とともに業界が一丸となって取り組みを進めることが求められている。

バス事業は明治36年9月20日に京都で運行が開始され本年が120年になります。福井県バス協会は、この120年という節目を活用し、バス利用者への感謝及びバスの果たしている役割や魅力を今一度強力に発信し、バスの存在意義を高めることに取り組むとともに、バス事業を取り巻く情勢や課題に対処し、会員事業者とともに安全・安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展のため、以下の事項を重点的に取り組む。

1. バス事業の経営の健全化への対応

(1) 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上

過疎化の進展の中でバス事業の経営が厳しい状況であったものが、コロナ禍による人流抑制等の影響により厳しさが更に増し、事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となっている。路線の維持等については、地域公共交通活性化再生法等に基づき、バス事業者、国、地方公共団体の連携した取り組みが進められてきているが、この枠組を積極的に活用し、地方公共団体との連携・協力を効果的に進め、地域公共交通網の維持形成・再編にバスがその役割を果たせるよう取り組む。

バスの自動運転については、事故削減、運転者不足問題への対応、ラストマイル自動運転、過疎地域の足の確保手段として、期待が寄せられているが、実用に向けては様々な課題が存在しているため、各地で行われている実証実験等の情報収集に努める。

また、バスの利便性を向上するために導入されるICカードについて、しっかりと定着するよう普及を図っていくとともに、利用者サービスの向上に向けたIT技術の活用を取

り組む。

(2) 貸切バス事業の安全性確保と健全な経営基盤の確立

① 軽井沢スキーバス事故を受けての安全対策の推進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき国土交通省が定めた安全規制の強化等の対策について、引き続き会員事業者に対する周知に努め、着実な実施を図る。

貸切バスの新運賃・料金制度は、安全な輸送サービスを安定的に提供するための経営基盤の強化を目指すものであり、引き続き適性運賃の収受が行われるよう努める。

また、中部貸切バス適正化センターが行う巡回指導業務については、厳正な業務執行と国の監査との連携により適正化が進むよう、適正化センターに対し必要な協力をを行う。

② 貸切バス事業者安全性評価認定制度の推進

安心して利用できる貸切バスを目指して「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の適正な運営と認定取得事業者の拡大を進め、「セーフティバス」の更なる周知による認定事業者の利用促進に努める。

③ 旅行業界との連携

「セーフティバス」認定事業者のより多くの利用や過度な手数料に関する理解を深めこと。また、北陸新幹線の敦賀駅開業を見据えた観光需要の拡大に向け、旅行業界と連携して設置した「旅行業界とバス業界の連携による安全運行パートナーシップ等に関する懇談会」を有効に活用し旅行業界との連携を深めていく。

(3) 運転者の確保対策と働き方改革の実現について

昨今の運転者不足はバス事業の存続自体を脅かす喫緊の課題となっている。そのため、運輸事業振興助成交付金等を活用した運転者人材確保のための取組を強化する。あわせて、運転者の人材確保につながる様々な制度・助成金などの情報収集に努め、会員各社への周知を図る。

働き方改革に関する労働基準法等の改正により、自動車運転業務については、令和6年度から時間外労働（法定休日労働を含まない）が960時間以内に規制されることから、円滑な実施に向け、日本バス協会が平成30年3月に策定した「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の着実な実施に向けた取り組みを進める。

また、改善基準告示の見直しが令和6年4月の施行に向け、会員各社が円滑に準備できるよう努める。

2. 安全輸送対策の推進

(1) 道路交通事故の防止減少と安全対策の推進

福井県警察本部の発表によると、令和4年の県内における交通事故死者数は27人で、

前年に比べ1人の増加となっており、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト5位という状況となっている。こういった状況を踏まえ、バス業界として死亡・重傷等重大事故の削減に重点的に取り組むこととし、横断歩道での横断歩行者の確実な確認のため一旦停止の徹底など、重大事故の削減に万全を期す。

また、バス停留所の安全確保対策について、危険なバス停の安全対策の進捗率の周知を図り、バス停留所に関わる安全性の向上に向けて引き続き福井運輸支局を始め関係機関との連携に協力していく。

(2) 健康起因事故の防止及び飲酒運転の根絶

道路運送法の改正により義務づけられた「疾病運転の防止」については、各事業者が講ずべき健康管理対策のより一層の推進を図るとともに、国土交通省が策定したマニュアルやガイドラインに沿った取組が促進されるよう周知に努める。

飲酒運転の防止については、「飲酒運転防止対策マニュアル」の周知徹底、実施状況の把握に努め、飲酒運転の根絶に取り組む。

(3) 車内事故の防止

バス事故の約3割を占める車内事故は、高齢者等が被害を受けることが多く、重傷となることもあるため、車内事故防止キャンペーンを実施し、利用者に対する「ゆとり乗車」の啓発と運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の実施に取り組む。また、シートベルトの着用については、軽井沢スキーバス事故を受けて取り組みを進めているが、引き続きバス出発時の案内等の実施に努める。

(4) 危機管理対策の徹底及び大規模災害等への対応

テロや震災等危機管理対策に万全を期すこととする。そのため「バスジャック統一対応マニュアル」等による対応に努めるとともに、「大規模災害基本対応マニュアル」を活用し、国、地方公共団体とも協力して、平時から危機管理・安全防災対策の強化に努め、災害発生時の乗客の安全と輸送力の確保に万全を期する。

3. 人と環境にやさしいバス事業の推進

(1) 交通バリアフリー対策の推進

令和3年4月1日から施行されている改正バリアフリー法（公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務等）へ対応を促していくとともに、コロナ禍により車両代替への投資が非常に厳しい中ではあるが、新たな整備目標の達成に向け、移動円滑化基準に適合したバス車両の普及促進に努める。また、バリアフリー対策に即した道路環境の整備について、関係機関に働きかけその実現に努める。

(2) 環境対策の推進

低炭素社会の実現に向けたCO2排出削減の取組として、エコドライブの推進、低燃費

バス等の導入促進、きめ細かい点検整備の励行に努める。また、国土交通省等が定める「エコドライブ推進月間」や日本バス協会の自主的取組である「バスの環境対策強化期間」などを活用し、環境対策の推進に努める。

電気自動車の普及に向けては、先進事例等の情報収集や発信に努めることにより導入に向けた機運を醸成する。

この他、バス事業のグリーン経営認定制度の認定等について、その周知及び普及に努める。

4. 運輸事業振興助成交付金事業の適切な運営

運輸事業振興助成交付金事業については、運輸事業振興助成交付金事業計画に基づき、適切且つ効果的に事業を推進する。

令和5年度の融資斡旋事業特別基金の運用管理については、令和5年度は満期償還となる債券等はなく、新たな運用は行わない。

5. 労務問題への対応

労働基準法、労働安全衛生法等の労働法制やその他具体的運用、また、労働管理に係る新たな課題について情報収集を進め、労働問題講習会の開催等により会員事業者に周知を図る。

6. 福井駅等交通結節点の周辺整備計画等への対応

(1) 福井駅西口・東口バス乗り場等に対する対応

北陸新幹線の県内開業に合わせ、更なる交通結節点としての機能強化が図られるよう、利便性の向上を含め関係機関等とも連携した取り組みを進める。併せて、福井市との協定に基づくバス乗降場の管理運営を適切に進め、県都の玄関口として相応しいバス乗降場の維持に努める。

(2) 敦賀駅等新幹線駅広場の有効活用に向けた対応

新幹線の新駅舎と連動した広場整備にあわせ、バスの利用環境が向上するよう広場の有効活用方策について、関係機関との連携を強化し対応を進める。

(3) 並行在来線等の駅周辺整備計画等への対応

交通によるまちづくりを進め、地域の活性化を図るために進められる駅周辺整備計画等に関する動向などの情報収集に努め、具体的整備計画等への議論に積極的に参画し、関係機関との連携を強化する。

7. その他

(1) 広報活動の推進等

協会ホームページを有効活用し、バス事業のおかれている厳しい現状を踏まえた特設ページを設けるなど具体的情報の発信に努める。また、ホームページでの情報発信を取

り巻く環境の変化もあり、より効果的な広報が図られるよう、利用者等が利用し易いホームページを目指した検討を進める。併せて、必要に応じてマスコミ等を活用した広報の実施に努める。

(4) バス事業関係表彰

協会功労者表彰規程に基づき、会員及び会員所属の優良役職員を表彰する。

(5) 関係機関等との連携強化

バス事業を取り巻く環境が益々厳しくなる中、様々な機関との連携は不可欠となっている。そのため、既存の概念にとらわれず、バス事業が活性化する方策を模索しつつ幅広い関係者との連携を構築していくことに努める。